

-すまいに関する支援-

No.43	<b>高齢者等住環境整備事業</b>																
<p>高齢者等の身体・生活状況に合わせた効果的な住宅改造の相談・助言、工事計画の検討や、所得状況に応じた改造費用の助成を行います。</p> <p>【ご注意】ご利用にあたっては、必ず区役所高齢・障害支援課への事前相談が必要となります。</p>																	
<p><b>1 対象者</b></p> <p>市内在住の介護保険被保険者で要支援1・2または要介護1～5に認定された人のうち、令和5年3月31日までに区役所に事前に相談の上、必要性が認められた方</p>																	
<p><b>2 助成対象工事</b></p> <p>日常生活動作の補完や介護者の負担軽減を目的とした住宅改造工事。 ただし「介護保険による住宅改修費支給の適用対象となる工事（支給限度基準額20万円）」については保険による支給を優先して適用します。 また、新築及び増築や老朽化に伴う補修工事、対象者の現在の身体・生活状況や介護者の状況から必要性が認められない工事については助成対象外となります。</p>																	
<p><b>3 助成限度基準額</b></p> <p>100万円</p> <p>※介護保険住宅改修を優先します。 ※100万円のうち、介護保険対象工事分は助成限度基準額から差し引きます。</p>																	
<p><b>4 自己負担</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生計中心者の市民税額</th> <th style="text-align: center;">自己負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給者等</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1/10</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割のみ</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割 61,500円以下</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割 61,501円～151,200円</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割 151,201円～198,000円</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割 198,001円～268,000円</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割 268,001円以上</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> </tbody> </table>		生計中心者の市民税額	自己負担割合	生活保護受給者等	なし	市民税非課税	1/10	市民税均等割のみ	市民税所得割 61,500円以下	市民税所得割 61,501円～151,200円	1/4	市民税所得割 151,201円～198,000円	1/2	市民税所得割 198,001円～268,000円	3/4	市民税所得割 268,001円以上	全額
生計中心者の市民税額	自己負担割合																
生活保護受給者等	なし																
市民税非課税	1/10																
市民税均等割のみ																	
市民税所得割 61,500円以下																	
市民税所得割 61,501円～151,200円	1/4																
市民税所得割 151,201円～198,000円	1/2																
市民税所得割 198,001円～268,000円	3/4																
市民税所得割 268,001円以上	全額																
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】																

No.44	<b>市営住宅</b>
<p><b>1 当選率の優遇</b> 高齢者世帯については、当選率を一般申込者の3倍としています。 高齢者世帯とは、申込者が60歳以上の方で、単身世帯又は次の(1)～(4)までのいずれかの同居親族からなる世帯をいいます。 (1) 配偶者 (2) 60歳以上の親族 (3) 18歳未満の親族 (4) 身体障害者、精神障害者及び知的障害者</p> <p><b>2 収入基準の緩和</b> 申込者が60歳以上の方で、単身世帯又は同居する親族のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯について、収入要基準を214,000円以下とし、一般世帯(158,000円以下)に比べ緩和しています。</p> <p><b>3 お申込みいただける住宅</b> 条例等で定められている入居者資格を満たす場合、すべての住宅にお申込みいただくことができます。なお、高齢者を対象とした住宅として、次の住宅があります。 (1) 高齢者向住宅 高齢者向住宅には、本市が建設し、所有している住宅(直接建設)と本市が高齢者向市営住宅として借上げた住宅(借上型)があります。 段差の解消や手すりの設置など住戸内を高齢者向に配慮するとともに、緊急通報システムを設置し、生活援助員を派遣して、生活相談や安否の確認などの在宅生活の支援をしています。 <b>対象者</b>原則70歳以上の高齢単身者、原則70歳以上の申込者と60歳以上の同居親族からなる高齢二人世帯 (2) 単身者用住宅 単身で生活することを前提として整備された、比較的小さめの住宅で、60歳以上の方などを対象としています。</p> <p><b>4 募集時期</b> 毎年4月、10月頃に実施 申込書は、区役所広報相談係、市民情報センター、行政サービスコーナー、地区センターで配布します。</p>	
窓 口	横浜市住宅供給公社 市営住宅課 451-7777、建築局 市営住宅課 671-2923

<b>No.45</b>	<b>横浜市高齢者向け優良賃貸住宅</b>
<p>高齢者が安心して居住できるように、バリアフリー仕様で整備され、緊急時通報システム等の付いた民間の賃貸住宅を、横浜市が公的住宅として認定した住宅です。生活相談員の派遣サービス等がついた住宅もあります。</p> <p>入居世帯の所得に応じて、家賃の補助が受けられる場合があります。</p>	
<p><b>1 入居対象者</b> 高齢者（60歳以上）単身、高齢者と配偶者又は高齢親族等（市内に在住又は在勤の方）</p>	
<p><b>2 募集</b> 不定期です。募集については、広報よこはまに掲載し、区役所広報相談係、市民情報センター、行政サービスコーナー、建築局 住宅政策課で申込書を配布します。</p>	
<p><b>3 申込先(住宅によって異なります)</b> 横浜市住宅供給公社 451-7766 システムハウジング株式会社 742-1000、丸西建物管理株式会社 482-7866 株式会社パワーズアンリミテッド 439-0028、株式会社タスク 251-1510 株式会社東都 324-3230、神奈川中央住宅株式会社 910-1000</p>	
窓 口	建築局 住宅政策課 671-4121

<b>No.46</b>	<b>サービス付き高齢者向け住宅登録制度</b>
<p>介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を登録する制度です。</p> <p>登録住宅は、インターネット (<a href="http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php">http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php</a>) で探すことができます。</p>	
窓 口	公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 664-6896

<b>No.47</b>	<b>横浜市居住支援協議会相談窓口</b>
<p>住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって適切な支援機関の紹介や物件の紹介等を行います。</p> <p>【所在地】横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 横浜市住宅供給公社 4階</p> <p>【受付時間】10時～17時</p>	
窓 口	横浜市居住支援協議会（土日祝日・年末年始を除く） 451-7812

<b>No.48</b>	<b>横浜市住まいの相談事業</b>
<p>ハウスクエア横浜「住まいの相談カウンター」では、新築やリフォームなど、住まいに関する各分野の専門家による無料相談などを行っています。</p> <p>安全・安心住宅相談 : 水曜日・年末年始を除く毎日 11時～12時、13時～17時 マンション管理相談 : 原則、毎週土曜日 13時～17時（予約制）</p>	
窓 口	ハウスクエア横浜 住まいの相談カウンター（水曜・年末年始を除く毎日） 912-7482

No.49	<b>高齢者住替え促進事業</b>
<p>「住宅や庭の管理の負担が大きい」、「住まいが坂や階段の上であり上り下りが大変」、「健康上の不安があるためバリアフリー化した住宅が必要」などの理由で、住替えを検討している高齢者の方に対して、次の支援を行っています。</p>	
<b>1 住替えに関する相談窓口</b>	
<p>家族構成の変化や身体状況などに合わせ、住替えを検討している高齢者に対し、相談員が窓口または電話で相談に応じ、ニーズにあった高齢者向けの住宅や施設の情報を提供します。</p>	
<b>2 住替え支援</b>	
<p>住替え等により空き家となった高齢者世帯の住宅を、横浜市住宅供給公社が一定期間貸借し、子育て世帯の人に転貸します。事業対象者等の諸条件につきましては、窓口にお問い合わせください。</p>	
窓 口	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」 451-7762